桂坂学区自主防災会

桂坂学区自主防災会規約

（名称）

第１条　この会は、桂坂学区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、桂坂学区自主防災会会長宅に置く。

（目的）

第３条　本会は、学区住民が連帯協同して、火災、地震、風水害その他災害による被害を未然に防止し、又被害を軽減することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）火災予防その他の災害予防に関すること。

（２）防災に関する知識の普及に関すること。

（３）防災活動に必要な資材、器具の整備等に関すること。

（４）防災訓練の実施に関すること。

（５）災害発生時における情報の収集連絡、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等応急対策に関すること。

（６）その他必要なこと。

（会員）

第５条　本会は、桂坂学区内にある世帯をもって構成する。

（構成機関及びその任務）

第６条　本会に各自治会等を基礎とした自主防災部並びに、自主防災部の長及び各種団体のの長からなる自主防災本部（以下「本部」という。）を置く。

２　本部は、学区全般に関する事業の計画策定及びその実施の推進を図るとともに、自主防災部相互の連絡調整、情報交換等に努めるものとする。

３　自主防災部は、自治会に関する事業の計画策定及びその実施の推進を図るとともに、本部等との連絡協調に努めるものとする。

４　自主防災部は、それぞれの自治会の名を冠して呼称する。

（役員）

第７条　本部に会長、副会長その他の役員を置き、自主防災部に、部長、副部長及びその他の役員を置く。

２　本部役員は、本部構成員等の互選により選出、自主防災部の役員については、当該自治会において選出するものとする。

３　役員の任期は一年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第８条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。

３　部長は、自主防災部を代表し、それぞれ組織の事務を掌理する。

4　副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を行う。

（会議）

第９条　本会に、本部会、常任幹事会及び自主防災部会（以下「部会」という）を置く。

（本部会）

第１０条　本部会は、役員をもって構成する。

2　本部会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3　本部会は、会長が招集する。

4　本部会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）防災計画の作成及び改正に関すること。

（３）事業計画に関すること。

（４）その他本部会が特に必要と認めたこと。

5　本部会は、その付議事項の一部を常任幹事会及び部会に委任することができる。

（常任幹事会）

第１１条　常任幹事会は会長が指名した役員をもって構成する。

2　常任幹事会は、会長が招集する。

3　常任幹事会は、次の事項を審議する。

（１）本部会付議事項の事前審議

（２）会長が特命する事項

（部会）

第１２条　部会は、部長、副部長及びその他の役員によって構成する。

2　部会は、次の事項を審議し、実行する。

（１）本部会に提出すべきこと。

（２）本部会により委任されたこと。

（３）その他、部会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第１３条　本会は、第３条に規定する目的を達成するための防災計画を策定する。

2　防災計画は、第４条に規定する事業の総合的かつ計画的な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（経費）

第１４条　本会の運営に要する経費は、助成金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

付　則

1．この規約は、平成５年１２月４日から実施する。

2．一部を改定補足し、平成６年１月２３日から実施する。

桂坂学区自主防災会防災計画

1　目的

この計画は、桂坂学区自主防災会規約第１２条の規定に基づき、桂坂学区自主防災会（以下「本会」という。）が行う事業の総合的かつ計画的な実施を図るために必要な事項を定める。

2　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（１）防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）火災予防等災害予防に関すること。

（３）防災に関する知識の普及に関すること。

（４）防災活動に必要な資材、器具の整備等に関すること。

（５）防災訓練の実施に関すること。

（６）災害発生時における情報の収集連絡、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等応急対策に関すること。

（７）その他必要なこと。

3　防災組織の編成及び任務分担

（１）防災組織の編成は、（別表第１、第２）のとおりとする。

（２）任務分担は、（別表第３）のとおりとする。

4　火災予防その他の災害予防

防火の心得など火災予防を重点とした防災知識の普及を図るとともに、地域の安全点検、家庭の安全点検等を必要に応じて次により実施する。

（１）地域の安全点検

地域環境の防災安全化を図るために実施する。

ア　主な点検項目

①ブロック塀や門柱は安全か

②溝などはつまっていないか

③燃えやすいものや、たき火などが放置されていないか

④消火や避難のさまたげになるものはないか

⑤自治会内の消火器などは使える状態か

イ　点検結果の検討会等の開催

点検実施結果の検討会、地域の防災問題及び安全対策についての会合を開催する。

ウ　実施時期

火災予防運動期間、無火災推進日、防災の日、雨期前など、点検項目に応じて実施する。

（２）家庭の安全点検

家庭の防災安全化を図るため毎月５日を防災点検の日とし、次の項目について点検実施する。

①火気使用設備器具の整備、その周辺の整理整頓状況

②可燃物危険物品等の保管状況

③消火器等消火資器材の整備状況

④災害報知用器具の整備状況

⑤非常用持出品、非常用食料、飲料水の整備保管状況

⑥転倒、落下危険のある家具等の安全整備状況

⑦その他建物内外の点検補修

5　防災知識の普及

学区住民の防災意識高揚を図るため、次により防災知識の普及を行う。

（１）普及事項

ア 防災組織及び防災計画に関すること。

イ 災害についてのふだんの心得や知識に関すること。

ウ 地域周辺の環境にあった防災知識の関すること。

エ 家庭における防災上の留意事項に関すること。

オ その他防災に関すること。

（２）普及の方法

ア パンフレット、ポスター等広報資料の配布、回覧、掲示

イ 座談会、映画会、講演会、起震車による地震体験会等の開催

ウ パネル、看板等の展示

（３）実施時期

火災予防運動期間、無火災推進日、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

6　防災資器材の整備等

火災等の災害予防及び災害応急活動に必要な資器材は、（別表第４）のとおりとし、整備、保守管理等に努める。

7　防災訓練

火災等災害の発生に備えて、情報の収集連絡、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるように実施する。

（１）訓練の種別

部分訓練、個別訓練及び総合訓練とする。

（２）部分訓練

ア 消火器の取扱い

イ 水バケツその他防災資器材の取扱い

（３）個別訓練

ア 情報連絡訓練
イ 消火訓練
ウ 救出救護訓練
エ 避難誘導訓練
オ 給食給水訓練

（４）総合訓練

総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行う。

（５）訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を樹立する。

（６）訓練の実施時期及び回数

ア 訓練は、原則として火災予防運動期間、無火災推進日、防災の日等に実施する。
イ 訓練は、総合訓練にあたっては年１回以上、部分訓練及び個別訓練にあっては随時実施する。

８ 情報の収集連絡

（１）災害が発生した場合に、すばやく正確に災害情報や被害状況の収集連絡を行う。
（２）地震のときは、出火防止を呼びかけるとともに、災害の発生場所を知らせ、住民に協力を求める。
（３）防災関係機関の行う秩序維持のための活動に協力して、デマやパニックの発生を防ぎ、落ちついて行動するように呼びかける。
（４）情報は、テレビ、ラジオ等で収集するとともに、防災関係機関及び近隣の自主防災組織等へ伝達する。

９ 出火防止、初期消火

（１）出火防止

出火防止の徹底を図るため、次の事項を重点的に実施する。

ア 地震のときには、まず火を消すとともに、「火を消せ」の呼びかけを徹底する。
イ 家庭における火気使用器具（ガス器具、石油ストーブなど）の点検は、次の「防火の４チェック」を徹底する。
①「場所は危険でないか」
②「器具は安全か」
③「使い方は正しいか」
④「あと始末は完全か」

（２）初期消火

地域内に火災が発生した場合、迅速に初期消火活動ができるようにするため、消火器、水バケツ等を配備するとともに、保守管理を徹底する。

１０ 救出救護

（１）救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は積極的に協力する。

（２）防災関係機関の出動要請

防災関係機関による救出救護が必要であると認めたときは、ただちに出動を要請する。

（３）医療機関への搬送

負傷者の状況等により、必要と認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

１１　避難誘導

（１）災害の発生したときまたはそのおそれがあるときは、人員の確認などを行うとともに、避難の必要があるときは、全員が混乱なく安全に避難できるよう誘導をする。

（２）防災関係機関から避難の勧告や指示があったときは、その指示に従って避難場所へ誘導する。

（３）広域避難場所、避難収容施設への管理責任は、（別表第５）のとおりとする。

１２　給食給水

避難場所等における給食および給水は、次のとおり行う。

（１）給食の実施

食料の配分、炊き出し活動

（２）水道、井戸等により確保した飲料水又は生活用水による給水活動

（別表第３）

桂坂学区自主防災会組織の編成と任務

会　長

- 副会長
- 役　員

①火災等の災害予防
②防災知識の普及
③防災資器材の整備
④防災訓練の実施
⑤災害応急対策など
（幹事・参与・会計・監査など）

桂坂学区全般の計画策定と推進、各自主防災部との連絡調整など

A　自主防災部

部　長

- 副部長
- 役　員

上記①～⑤の当該自主防災部の計画策定と推進

（情報、消火、救出救護、避難誘導、給食、給水の班長、その他予防委員などを設けてもよい。）

応急活動班	情　報　班	災害情報の収集と関係先などへの通報連絡、広報活動
	消　火　班	出火等の災害発生防止、初期消火などの防御活動
	救出救護班	負傷者の救出救護活動
	避難誘導班	人員の把握と避難誘導活動
	給食給水班	水、食料の配分、炊き出しなどの給食給水活動

B　自主防災部

A自主防災部に同じ

（別表第３－１）

桂坂学区自主防災会
ヘルメット表示

会　　長

副 会 長

幹　　事

部　　長

副 部 長

班　　長

班　　員

（別表第３－２）

桂坂学区
自主防災会

（別表第４－１）

平成１２年4月１６日

桂坂学区自主防災会本部資器材整備計画

資　器　材　名	数量	保　管　場　所	管　理　責　任　者
ヘルメット・腕章　会長	各１	自　　宅	
〃　　副会長	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　常任幹事	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
標記本部組織用	1	防災機材格納庫	
標旗立	１３	〃	
バール　９０㎝	1	〃	
ハンマー　３．６kg	〃	〃	
クリッパー	〃	〃	
金　鋸	〃	〃	
綿ロープ　２０m	〃	〃	
のこぎり	〃	〃	
ハンディショベル	〃	〃	
手　斧	〃	〃	
つるはし	〃	〃	
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	
アルミ打出し料理鍋	5	〃	
アルミ鍋フタ　５４㎝	5	〃	
ステンレスボール３６㎝	5	〃	
ステンレスザル　４３㎝	5	〃	
ステンレスレードル360㎤	１０	〃	
三重コンロ枠付きＬＰ用	6	〃	

平成１２年4月１６日

（別表第４－２）

桂坂学区自主防災会本部資器材整備計画

資　器　財　名	数量	保　管　場　所	管　理　責　任
ヘルメット•腕章			
〃　　情報部 部長(常任幹事)	各１	自　宅	
〃　　副部長(常任幹事)	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
ヘルメット・腕章			
〃　　消火部 部長(常任幹事)	〃	〃	
〃　　副部長(常任幹事)	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
ヘルメット・腕章			
〃救出救護部 部長(常任幹事)	〃	〃	
〃　　副部長(常任幹事)	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
ヘルメット・腕章			
〃避難誘導部 部長(常任幹事)	〃	〃	
〃　　副部長(常任幹事)	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	

（別表第４－３）　　平成１２年4月１６日

桂坂学区自主防災会本部資器材整備計画

資　器　材　名	数量	保　管　場　所	管　理　責　任　者
ヘルメット・腕章			
〃給食給水部 部長(常任幹事)	各１	自　　宅	
〃　　副部長(常任幹事)	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	
〃　　〃	〃	〃	

（別表第５）

平成１２年4月１６日

広域避難場所・避難収容施設の管理責任

広域避難場所等の鍵	数量	保管場所	管理責任者
桂坂小学校校門　鍵	1	会長　自宅	
大枝中学校校門　鍵	1	副会長 自宅	
国際日本文化研究センター門　鍵	1	副会長 自宅	
（西養護学校校門）　鍵	1	副会長 自宅	
防災器材格納庫　鍵	1	事務局長自宅	

※　（　　）は、避難収容施設。

避難収容施設の鍵	数量	保管場所	管理責任者
桂坂小学校 体育館 鍵	1	会長自宅	
大枝中学校 体育館 鍵	1	〃	
西養護学校 体育館 鍵	1	〃	

（別表第６－１）

平成１２年４月１６日

かえで自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	かえで自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各１	〃	〃
副部長	各２	〃	〃
班　長	各５	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０㎝	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０ｍ	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－２）

平成１２年４月１６日

さ つ き 自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	さ つ き自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各１	〃	〃
副部長	各２	〃	〃
班　長	各５	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０㎝	1	〃	〃
ハンマー ３．６㎏	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０ｍ	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－３）

平成１２年4月１６日

しらかば自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	しらかば自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各1	〃	〃
副部長	各2	〃	〃
班　長	各5	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０cm	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０m	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－４）

平成１２年4月１６日

はなみずき自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	はなみずき会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各1	〃	〃
副部長	各2	〃	〃
班　長	各5	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０㎝	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０ｍ	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－５）

平成１２年4月１６日

あかしあ　自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	あかしあ自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各１	〃	〃
副部長	各２	〃	〃
班　長	各５	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０cm	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０m	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－６）

平成１２年４月１６日

ぽ ぷ ら 自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	サンシティ集会室	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各1	〃	〃
副部長	各2	〃	〃
班　長	各5	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０cm	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０m	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－７）

平成１２年４月１６日

けやき自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	けやき自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各１	〃	〃
副部長	各２	〃	〃
班　長	各５	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０㎝	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０ｍ	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－８）

平成１２年４月１６日

ひいらぎ　自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	ひいらぎ自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各１	〃	〃
副部長	各２	〃	〃
班　長	各５	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０㎝	1	〃	〃
ハンマー　３．６㎏	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０ｍ	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－９）

平成１２年4月１６日

つ ば き 自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	つばき自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各1	〃	〃
副部長	各2	〃	〃
班　長	各5	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０cm	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０m	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－１０）

平成１２年４月１６日

くすのき　自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	くすのき自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各１	〃	〃
副部長	各２	〃	〃
班　長	各５	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０㎝	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０ｍ	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－１１）

平成１２年4月１６日

にれのき　自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	にれのき自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各1	〃	〃
副部長	各2	〃	〃
班　長	各5	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０cm	1	〃	〃
ハンマー　３．６kg	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０m	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－１２）

平成１２年４月１６日

もみのき　自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	もみのき自治会館	会館管理委員
ヘルメット・腕章 部長	各1	〃	〃
副部長	各2	〃	〃
班　長	各5	〃	〃
班　員	各10	〃	〃
バール　９０㎝	1	〃	〃
ハンマー　３．６㎏	〃	〃	〃
クリッパー	〃	〃	〃
金　鋸	〃	〃	〃
綿ロープ　２０ｍ	〃	〃	〃
のこぎり	〃	〃	〃
ハンディショベル	〃	〃	〃
手　斧	〃	〃	〃
つるはし	〃	〃	〃
フロアージャッキ　２ｔ	〃	〃	〃

（別表第６－１３）

平成１２年4月１６日

さ　く　ら　自主防災部資器材整備計画

資器材名	数量	保管場所	管理責任者
標旗部組織用	1	自　宅	
ヘルメット・腕章 部長	各1	〃	
副部長	1	〃	
〃	1	〃	
班　長	1	〃	
〃	1	〃	
〃	1	〃	
〃	1	〃	
〃	1	〃	
班　員	各1	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
バール　９０cm	1	〃	
ハンマー　３．６kg	〃	〃	
クリッパー	〃	〃	
金　鋸	〃	〃	
綿ロープ　２０m	〃	〃	
のこぎり	〃	〃	
ハンディショベル	〃	〃	
手　斧	〃	〃	
つるはし	〃	〃	
フロアージャッキ　２t	〃	〃	